

名古屋市手話通訳者派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者に対し、適当な意志伝達の仲介機能の任に当たる者がいない場合、手話通訳者を派遣することによりコミュニケーションの円滑化を推進し、身体障害者の福祉の増進に資することを目的とする。

(実施主体及び運営主体)

第2条 この事業の実施主体は、名古屋市とする。ただし、この事業の運営については、市長が指定する団体（以下「運営団体」という。）に委託することができる。

(運営団体)

第3条 本事業の運営団体は、社会福祉法人名古屋市身体障害者福祉連合会とする。

(手話通訳者の派遣)

第4条 運営団体は、第1条の目的を達成するため、第5条に規定する派遣対象者に対しその申込に応じて手話通訳者を派遣する。

(派遣対象者)

第5条 この要綱により手話通訳者の派遣を受けることができる者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 本市の住民であって身体障害者福祉法（昭和24年法律第288号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた聴覚障害者及び音声又は言語機能障害者（以下「聴覚障害者等」という。）
- (2) 市・区役所・社会福祉協議会等公的機関及び障害者団体（以下「公的機関等」という。）

(派遣対象)

第6条 第4条に規定する手話通訳者の派遣対象となるものは、適当な意志伝達の仲介の機能の任に当たる者がいない場合であって、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 聴覚障害者等であって、次のいずれかに該当する場合
 - イ 市・区役所・学校等公的機関に訪れる場合
 - ロ 受診または相談のため医療機関に訪れる場合
 - ハ 救急自動車で医療機関に搬送される場合（派遣の曜日・時間帯を問わない）
 - ニ その他社会参加促進の観点から市長が認める場合
- (2) 公的機関等が聴覚障害者等のために研修・会議等開催する場合
- (3) 災害時において避難所等で聴覚障害者等がコミュニケーション支援を必要と

する場合

2 運営団体は、前項第1号ニに規定する派遣の可否の判断にあたっては、事前に市長に協議しなければならない。

(費用)

第7条 市長は、この事業の委託に要する経費を運営団体に支弁するものとする。

(利用料)

第8条 この事業にかかる派遣対象者に対する利用料は、これを徴収しないものとする。

(報告)

第9条 運営団体は、手話通訳者の活動状況について、毎月分を翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(監査等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、運営団体に対し、事業内容を調査し、書類等の提出を求めることができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、この事業の実施に関し、必要と認める事項については、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。